

# FP 相 続 新 聞 【相続貧乏にならないために】

盛況な終活セミナーの影響？ 最近好調な「遺言代用信託」って何？ 平成 27 年 9 月号

**工**ンディングノート・遺言・納棺体験・葬儀・お墓等々の終活セミナーが盛況です。そのテーマの一つに、金融機関は預金者の死亡を知った場合、預金を凍結してしまい、葬儀費用や生活費等が一切引き出せなくなってしまうことがあります。



そして、気を付けなければならないのは、年金や配当等の受取口座であった場合は入金されなくなり、電気・ガス・水道・電話・NHK の料金を始めカード等の支払い口座に使用していた場合、引落しができなくなってしまう、急いでそれぞれの請求元等に名義変更の手続きをしないとストップされたり、延滞利息を請求されることとなることです。(口座変更には 2 か月程度要しますので、その間はコンビニ等で支払うこととなります) ●日経新聞(今年 6 月 10 日)によると、約 6 年前から取扱いが始まったものの当初殆ど受託の無かった「遺言代用信託」が、終活への関心の高まりとともに 2 年前から急激に受託数が増え、今年 3 月で累計 10 万件を超えたとのこと。●その特徴は、自分の死後に預金が凍結されても、死亡診断書、通帳、印鑑、本人確認書などがあれば、自分の指定した人が最短でその日のうちにお金を受取れることにあり、年金のように少しずつ渡すこともできます。指定受取人が受取ったお金は、相続人間の遺産分割協議の対象財産とは別になりますので、遺言書の代わりとしての効果が

あります。(ただし、他の相続人の遺留分を侵害した場合は、遺留分減殺請求の対象になりますし、非課税枠は無く節税効果はありません) ●この商品の先駆者である三菱 UFJ 信託銀行の「ずっと安心信託」の内容をしてみると、前述の遺言代用信託の特徴の他に①200 万円からの預入②元本保証・預金保険制度の対象③管理費用が無料です。具体例として、信託金額を 1000 万円に設定、本人が生前年金として受け取る金額を 500 万円、死亡後指定人が葬式代として受取る一時金を 200 万円、その後継続的に受け取る生活資金を 300 万円とした場合、生前は自分の生活資金の補てんとして使うこともでき、死亡時残金があれば、受取指定人に振り替えられます。他に、三井住友信託銀行の「家族おもいやり信託」、三井住友銀行の「家族リレー信託」、りそな銀行の「マイトラスト未来安心図」などがあり、りそな銀行を除き、管理手数料はかかりません。ただし、信託としての運用報酬はどの商品にも発生します。●指定した相続人に直接お金を渡すことができるという点では、生命保険に似ています。しかし生命保険は、相続人数×500 万円の非課税枠があり、かつ、遺留分減殺請求の対象にならないという利点があります。にもかかわらず、遺言代用信託が最近急激に伸びている理由は、高齢者が加入できる保険が限られていたり、この低金利の時代、加入保険料より戻ってくる保険金が少なかったりする反面、遺言代用信託には節税効果はないものの、100 万円位から設定でき、元本保証であり、保管手数料が無料ということで、財産を減らすことなく継承でき、「最後は自分で結末をつけ子供たちに迷惑を掛けたくない」との思いと相まって、使い勝手がいいことから好調な売れ行きにつながっているようです。